

広島市男女共同参画推進センター事業共催等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画を推進するため、団体が主催する事業に対し広島市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）が共催及び協力（以下「共催等」という。）をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(共催等の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、主催者の一員として責任の一部を負担することをいう。
- (2) 協力 事業の趣旨に賛同し、広報や必要物品の手配等の援助をすることをいう。

(申請手続)

第3条 センターの共催等を受けようとする団体（第4条第1項第1号アに規定する団体を除く。）は、別記様式第1号の申請書に団体の規約、役員名簿、予算書、決算書及び当該事業の予算書その他参考となる資料を添えて、別記様式第2号とともにセンター長に申請するものとする。

2 前項の申請は、共催については事業実施日の3か月前までに、協力については事業実施日の1か月前までに行うものとする。

(共催等の要件)

第4条 センターは、次に掲げる要件を満たす場合に、当該事業の共催等を行うことができる。

(1) 申請団体が次のいずれかに該当すること。

ア 国、地方公共団体、公益的法人、報道機関等公共性の高い団体

イ ア以外の団体で、男女共同参画を推進する目的でセンターを定期的に利用し、規約の制定、役員の選任等組織体制が確立している団体

ウ その他広島市市民局人権啓発部男女共同参画課長が認める団体

(2) 当該事業が広く市民一般に公開され、男女共同参画の推進に寄与するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わない。

(1) 営利目的、政治目的又は宗教目的と認められる事業

(2) 申請団体が政治団体又は宗教団体である事業

(3) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められる事業

(4) その他センターが共催等を行うことが適当でないとして認められる事業

(承認の通知)

第5条 センターは、第3条の規定により申請された事業に対する共催等を承認する場合は別記様式第3号の承認通知書により、当該共催等を承認しない場合は別記様式第4号の不承認通知書により、それぞれ申請団体に通知する。

(事業計画の変更)

第6条 前条の承認を受けた団体は、申請時の事業計画を変更しようとするときは、速やかに当該変更に係る内容について別記様式第5号の変更申請書によりセンター長に申請しなければならない。

2 センターは、前項の規定により申請された事業の変更を承認する場合は別記様式第6号の変更承認通知書により、当該共催等を承認しない場合は別記様式第7号の変更不承認通知書により、それぞれ申請団体に通知する。

(共催等の取消し)

第7条 センターは、共催等を承認した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該共催等を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する申請書等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (2) 第4条に規定する共催等の要件を欠くことが判明したとき。
- (3) 事業を中止するとき。
- (4) その他センターが共催等を行うことが適当でないと認められるとき。

2 センターは、前項の規定により当該共催等を取り消す場合は、別記様式第8号の取消通知書により申請団体に通知する。

(報告書の提出)

第8条 第5条の承認を受けた団体は、当該事業終了後速やかに、別記様式第9号の事業実施報告書、収支決算書及び関係資料をセンター長に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は、別にセンター長が定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱の改正は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱の改正は、平成30年3月6日から施行する。